

五十嵐川水系遊漁のしおり

規則を守って楽しい魚釣りをしましょう



五十嵐川漁業協同組合

TEL:0256-38-4067

FAX:0256-38-4182

E-mail : ikarashigawagyokyo@joy.ocn.ne.jp

HP : <http://www.ikarashigawa.com>

令和3年2月版

規則を守って楽しい魚釣りをしましょう

(五十嵐川漁業協同組合内共第12号第5種共同漁業権遊魚規則から抜粋加筆編集)

五十嵐川ではアユ、イワナ、ヤマメ、カジカ、ウグイ、コイの6魚種について漁業権が設定されております。これ等の魚を釣る時取扱店で「遊漁料」を払って「遊漁承認証」(遊漁券)を購入してください。また、「遊漁承認証」を巡回してくる「漁場監視員」から釣場で購入することもできますが、現地売り手数料として1,000円増しになります。

「遊漁承認証」を購入せずに漁業権魚種を釣りますと、「漁業法195条」違反で100万円以下の罰金を科せられることがありますのでご注意ください。

「遊漁料」は中学生以下は無料です。肢体不自由者は半額としていますので、該当する方は販売店にお申し出ください。

次の区間は、アユ漁を除き無料で開放してあります。

後述の漁具・漁法・期間等を守り楽しく釣りをしてください。(鮭・鱒は除く)

三条地区の五十嵐川に架かる田島橋上流端より下流の信濃川との合流点までの五十嵐川の区間及びその区間内にある支流全域。

(五十嵐川鮭有効利用調査委員会による調査期間内におけるこの区間は除く)

下田地区の北五百川地内駒出川に架かる五百川橋上流端より下流の五十嵐川との合流点までの駒出川の区間。

(子供たちが川遊びをしている時は、危険防止のため釣りはご遠慮ください)

遊漁承認証(遊漁券)取扱所

取扱店名	取扱店住所
つりチケ(tsuritickets.com)	インターネット
タカハシ釣具店	三条市東裏館2-15-10
上州屋 燕三条店	燕市井土巻3-215
そば処 山河	三条市大谷地94-1
嵐溪荘	三条市長野1450
アユの小島	三条市森町1501
若林商店	三条市北五百川
農業体験学習施設 よってげ邸	三条市早水588-2
道の駅 漢学の里しただ	三条市庭月451-1
吉ヶ平山荘(吉ヶ平管理組合)	三条市吉ヶ平160
セブンイレブン 三条滝谷店	三条市滝谷107

※購入した遊漁承認証は見やすいところに付けてください。

魚種・漁具・漁法・規模・漁期及び遊漁料

魚 種	漁具・漁法・規模	漁 期	遊 漁 料
アユ	竿釣 (友釣り・ドブ・コロガシ) のみ許可 1人1竿	6月16日～11月30日 までの間で 組合が公表する期間	1日券 2,000円 年 券 8,000円
イワナ	竿釣 1人1竿	3月1日～9月30日	1日券 1,000円 年 券 3,500円
ヤマメ			
ウグイ	竿釣 1人1竿	通年	
カジカ	竿釣1人1竿・ヤス・カジカタモ	通年 (※4月11日～4月20日禁漁)	
コイ	竿釣1人 3竿まで	通年	
アユ	投網	上記魚種別漁期と同じ	投網券 (1日券) 4,000円
コイ			
ウグイ			
カジカ	三角網 (板押し)		

捕獲許可体長

魚体全長以下の魚については捕獲禁止ですので、釣れたら放流してください。

魚 種	魚 体 全 長	魚 種	魚 体 全 長
アユ	12cm	ウグイ	10cm
イワナ	15cm	カジカ	4cm
ヤマメ	15cm	コイ	15cm

禁漁区

次に示す区間は禁漁区です。釣りはできません。

守らない場合には、新潟県漁業規則違反で6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金、もしくは遊漁規則等による罰則が科せられる場合があります。

- ① 三条市北五百川地内側と長野地内側に架かる八木橋中心より上流200m、下流400mの間の区域内。
- ② 三条市長野地内の守門川第2号堰堤上流端より上流へ100m、下流端より下流へ200mの間の区域内。
- ③ 三条市笠堀地内の笠堀ダム、下流端より下流へ500mの区域内。
- ④ 三条市籠場地内側から三条市高岡地内側に構築されている籠場頭首工堰のゲートより上流50m、下流100mの間の区域内。
- ⑤ 三条市内の信濃川本流に築造されている蒲原大堰ゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。
- ⑥ 燕市地内の中之口川に築造されている中之口川水門のゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。
- ⑦ 三条市内の信濃川本流に築造されている大島頭首工の上流端より上流の加茂川漁業協同組合の漁業権行使区域(47.0m)の境界から上流103.0mの区域内。
- ⑧ 三条市早水地内の守門川第3号堰堤上流端より上流へ50m、下流端より下流へ100mの間の区域内。
- ⑨ 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び、県道183号線の堰江橋の直ぐ上流の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域

絶対にやってはならない禁止漁法

※違反すると6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金に処せられます。

(新潟県漁業調整規則第35条)

- ① 水中に電流を通じてする漁法
- ② ごろかけ漁法(あゆコロガシ釣を除く)
- ③ 瀬干漁業(川干)
- ④ 潜水器(簡易潜水器を含む)を使用する漁法
- ⑤ 水中銃を使用する漁法
- ⑥ 火光を利用する漁法(岩魚等の夜突を含む)

3年以下の懲役または200万円以下の罰金(水産資源保護法)

第5条 爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。

第6条 水産動植物をまひさせ、又は死なせる有毒物を使用して、水産動植物を採捕してはならない。

注意:ブラックバス、ブルーギルは害魚として放流又は他河川及び湖沼へ移植が禁止されています。必ず退治してください。守らないと「特定外来生物法」違反で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる場合があります。

五十嵐川においては、漁業権のある6魚種とサケ、サクラマス以外の魚(例:フナ、ウナギ、ナマズ、オイカワ等)やモクズガニを捕ることは自由です。
乱獲は慎みましょう。

キャッチ＆リリースのお願い

三条市の補助事業により、以下の通りキャッチ＆リリースをお願いしている区間があります。資源保護と地域観光活性化を目的としておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

いずれも、**五十嵐川遊漁券又は県内共通遊漁承認証が必要です。**

吉ヶ平フィッシングパーク 上流部 (第6号堰堤から第1号堰堤)	キャッチ＆リリース
守門川合流地点～白山橋 の間	キャッチ＆リリース ※中・大型ニジマスを放流の為
守門川牛野尾谷 フィッシングエリア (遅場地内逆橋から 早水地内新守門橋)	キャッチ＆リリース もしくは1日3尾迄の持ち帰り上限

6月1日から 吉ヶ平フィッシングパークを営業予定です。

吉ヶ平フィッシングパークは、
持ち帰り禁止のキャッチ＆リリースとなります。
釣り具はルアー(シングルフック)・フライ・テンカラ。
専用の釣り券が必要ですので、吉ヶ平山荘で購入してください。

サケやサクラマスを手勝手に捕ることは違法です。

サケ及びサクラマスは、農林水産大臣若しくは県知事の許可無く捕ることはできません。

違反すると水産資源保護法違反で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、若しくは新潟県漁業調整規則違反で6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる可能性があります。ご注意ください。

遊漁承認証の代金は、五十嵐川漁業協同組合に課されている増殖義務及び漁業環境維持のための経費の一部として使われています。

詳しくは、
五十嵐川漁業協同組合（0256-38-4067）までお問い合わせください。